

# 設 計 書

## 胎内市立小中学校AED(自動体外式除細動器)賃貸借

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
AED(自動体外式除細動器)	仕様書のとおり	9	台			
				小計		
				消費税		10%
				合計		

全体賃借金額 \_\_\_\_\_ × 60 カ月 = \_\_\_\_\_ ¥

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
胎内市立小中学校AED(自動体外式除細動器)賃貸借	別紙のとおり	9	台			税抜
				小計		
リース料金	月額リース料	1	月			料率 %
				小計		
				消費税		消費税10%
				合計		

胎内市立小中学校 A E D（自動体外式除細動器）

貸借仕様書

胎内市

## 1 業務名

胎内市立小中学校AED（自動体外式除細動器）賃貸借

## 2 賃貸借物件及び数量

(1) 賃貸借物件：自動体外式除細動器（以下「AED」という。）

(2) 数量：9台

## 3 賃貸借物件の条件

(1) 機器構成（1台あたり）

①AED本体	1台
②バッテリー	1個
③成人・小児兼用除細動パッド	2組（本体1組、予備1組）
④メーカー純正キャリングケース	1個
⑤救急セット（タオル、手袋、蘇生用マウスピース、カミソリ、ペーパーセット、はさみ）	1セット

【参考機種】日本光電工業株式会社製 AED-3150

※上記の参考品又は同等品以上とする。

※同等品での入札を希望される場合は、入札公告で示す質問受付期限までに、別紙「同等品確認申請書」を提出してください。

(2) 条件

- ①搬入及び設置に係る費用を含むこと。
- ②導入する物件は、未使用であり設置の際に使用可能な状態にすること。
- ③梱包材は回収すること。
- ④機器保守のため、機器賃貸借期間終了までリモート監視システム等を活用し、機器の異常の有無・除細動パッド期限・バッテリー残量等を毎月報告すること。
- ⑤導入する物件の消耗品については、受注者の責において期限が切れる前に無償で新しい消耗品と交換し、常に使用可能な状態にすること。（交換作業についても受注者が行うものとする。緊急使用時の交換も含む。）
- ⑥導入する物件が盗難、破損、故障となった場合は、迅速に交換、設置を行うこと。  
その際において費用の負担については、発注者に過失がある場合を除き、受注者が負担すること。
- ⑦動産総合保険は、受注者の負担により付保すること。
- ⑧物件は、賃貸借期間終了後、終了時の状態で返還するものとする。
- ⑨物件の返還にかかる費用については、受注者の負担とする。

4 賃借期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日までの60か月間  
(長期継続契約)

本案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。その場合において、発注者は、事象が発生したら速やかに受託者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により契約を変更又は解除した場合において、これにより、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、本契約の履行期間の残月数に賃貸借料の月額を乗じて得た額を上限として、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

5 設置場所

下記のとおりする。

番号	設置場所	住所	電話
1	胎内市立中条小学校	胎内市大川町 16-56	0254-43-2042
2	胎内市立胎内小学校	胎内市江上 470	0254-43-2044
3	胎内市立きのと小学校	胎内市山屋 120	0254-46-2025
4	胎内市立築地小学校	胎内市築地 3467	0254-45-2020
5	胎内市立黒川小学校	胎内市黒川 1076-1	0254-47-2405
6	胎内市立中条中学校	胎内市東本町 16-57	0254-43-2761
7	胎内市立乙中学校	胎内市大出 1773-10	0254-46-2023
8	胎内市立築地中学校	胎内市築地 3713	0254-45-2019
9	胎内市立黒川中学校	胎内市太田野原 62-62	0254-47-2425

6 設置期限 令和6年6月30日

7 支払条件

消費税及び地方消費税を含んだ月額賃借料を支払うものとする。

令和6年7月分(予定)を第1回目とし、第1回目の支払は翌月初めに請求を受け、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。以後、この例による。

## 8 その他

(1) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

## 9 問い合わせ先

胎内市役所 学校教育課 施設係

TEL : 0254-47-2711 (内線 2315)

FAX : 0254-47-2935